# アンティーク照明器具等を販売する古物営業者の皆様へ！

アンティーク照明器具等は、装飾や鑑賞を目的とした骨董美術的な価値があり、一定の社会的需要があることから、平成２０年５月１日から、電気用品安全法に定める「技術基準適合」を免除する例外承認制度の対象となり、一定の安全を確保した上で電気用品として販売ができるようになりました。

## ◎　アンティーク照明器具とは…

◇　電気スタンド、その他の白熱電灯器具、電灯付家具、コンセント付家具の何れかに該当すること。

◇　旧電気用品取締法（昭和４３年１１月施行）の規制以前に製造されたものである等、主に装飾・鑑賞を目的とした古美術品であること。

◇　貴重性や希少価値が高いものとして取引されるものをいいます。

## ◎　アンティーク照明器具等を販売する際の遵守事項

古物営業者が、アンティーク照明器具等の電源コードやソケット等を新しいものに交換する等の電気的加工を行い、電気用品として販売する場合の遵守事項は下記のとおりです。

①　法第８条第１項（基準適合義務等）を免除する例外承認制度により**経済産業大臣に承認申請**をしなければなりません。

②　承認を受けた事業者であることを顧客から分かるように**承認書を店頭に掲出**しなければなりません。

③　**取扱注意が必要な旨を説明**した上で、**取扱説明書を添付**しなければならなりません。

**【例外承認制度の具体的な要件】**

○　製造業者の届出〔法第３条〕

古物営業者が、電気用品の製造又は輸入の事業を行う場合、事業開始の日から30日以内に、氏名又は名称等経済産業大臣に届出をする。

○　基準適合義務に係る例外承認〔法第８条第１項〕

届出事業者は、法第３条の規定による届出に係る型式の電気用品を製造し、又は輸入する場合には、経済産業省令で定める技術基準に適合するようにしなければなりません。ただし、特定の用途に使用される電気用品を製造し、又は輸入する場合において、経済産業大臣の承認を受けたときは除きます。

○　自主検査

法第８条第２項に規定する自主検査（絶縁耐力検査・通電検査・外観検査）と同様の検査を実施し、検査記録を３年間保存する。

○　取扱説明書の添付

取扱注意が必要なことを、消費者に確実に認識させる旨を記載した取扱説明書等を添付する。

**※ 例外承認は２年更新とします。**

**※　詳しくは、経済産業省の「電気用品安全法」に関するホームページをご覧ください。**

**【問い合わせ先】**

群馬県警察本部生活安全部生活安全企画課
（電話027-243-0110）